（確認の方法等）

第十七条　法第五十条の七の規定による確認は、次に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一　法第五十条の七第一号に該当することの確認　次のイ又はロに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　法第五十条の七第一号イに掲げる者　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ロ　法第五十条の七第一号ロに掲げる者　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は電気通信事業法施行規則第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号

(2)　利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画

二　法第五十条の七第二号に該当することの確認　次のイからホまでに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方への確認の区分に応じ、当該イからホまでに定める方法

イ　当該相手方が前条第一項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。ハ(2)において同じ。）に当該相手方の株式が上場されていることを確認する方法

ロ　当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ハ　当該相手方が前条第二項第二号に該当することの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。(2)及びホ(1)において同じ。）その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類及び電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の当該関係会社の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　当該相手方から有価証券報告書その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、金融商品取引所に当該関係会社の株式が上場していることを確認する方法

ニ　当該相手方が前条第二項第三号に該当することの確認　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類

(2)　電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類